

令和5年度

長野県公共事業 新規評価について

令和5年12月

長野県公共事業評価監視委員会

# 目 次

1 本年度の審議対象事業	・・・ 1
2 新規評価事業に関する委員会としての意見	・・・ 2～3
（1）道路改築事業 主要地方道坂城インター線 中之条～網掛【坂城町】	・・・ 2
（2）県営かんがい排水事業 大町新堰【大町市】	・・・ 2～3
（3）抽出以外の箇所	・・・ 3
3 おわりに	・・・ 3

# 令和5年度 長野県公共事業評価監視委員会 意見書

## ～公共事業 新規評価対象事業に関する意見～

### 1 本年度の審議対象事業

長野県公共事業評価実施要領第16の規定により、審議案件については、県から新規評価案の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して抽出するとされている。

本年度は、新たに事業に着手しようとする8か所について、長野県から意見を求められ、全てについて資料を確認した上で、事業内容、全体事業費を勘案し、詳細な審議の対象として2か所を抽出した。

なお、街路事業（都）観音通線 茅野市 本町については、事業着手時期が延期となったため、長野県公共事業評価実施要領第3の規定により、当該箇所の事業計画が定まった際にあらためて新規評価を実施することとし、新規評価対象から取り下げる旨の申し出があったことから、表-1に示す7か所について意見を述べる。

表-1 意見聴取・抽出箇所

【新規評価】

担当部局	事業種類	事業	路河川名等*	箇所名(市町村)	事業概要	予定工期	全体事業費(百万円)	妥当性評価	優先度評価	県の評価案	抽出箇所
農政部	防災・減災対策	農村地域防災減災		木島2 (飯山市、木島平村)	排水機場改修工 2か所	R6～R10 (2024～2028)	2,700	○	4.3	事業着手	
建設部	道路整備	道路改築	(主)松本塩尻線 (一)新茶屋塩尻線	片丘～棧敷 (塩尻市)	道路改築工 L=2,200m W=6.5(10.25～12.5)m	R6～R14 (2024～2032)	1,100	○	4.6	事業着手	
建設部	道路整備	道路改築	(国)148号	塩水 (小谷村)	道路改築工 L=700m W=6.5(12.0)m	R6～R14 (2024～2032)	2,500	○	4.6	事業着手	
建設部	道路整備	道路改築	(主)坂城インター線	中之条～網掛 (坂城町)	道路改築工 L=900m W=6.0(14.0)m	R6～R14 (2024～2032)	6,000	○	4.7	事業着手	○
建設部	道路整備	街路	(都)北天神町古吉町線	川辺町 (上田市)	道路改築工 L=560m W=6.5(16.0)m	R6～R12 (2024～2030)	2,164	○	4.9	事業着手	
農政部	農業基盤整備	かんがい排水		大町新堰 (大町市)	用水路改修 L=278m 発電用導水管 L=599m 小水力発電施設 一式	R6～R12 (2024～2030)	1,100	○	4.1	事業着手	○
農政部	農業基盤整備	経営体育成基盤整備		東原 (伊那市)	区画整理工 A=83ha	R6～R15 (2024～2033)	1,800	○	4.4	事業着手	
詳細審議箇所 計											2

【妥当性評価】事業実施の妥当性を「○」「×」で判定 【優先度評価】事業着手の優先度を5点満点で評価（数字が大きいほど優先度が高い）

※（国）：一般国道 （主）：主要地方道 （一）：一般県道 （都）：都市計画道路

## 2 新規評価事業に関する委員会としての意見

### (1) 道路改築事業 主要地方道 坂城インター線 中之条～網掛 【坂城町】

#### ■ 審議結果：県の評価案を妥当と判断する。

##### 【判断に至った理由】

- 千曲川左岸から、上信越自動車道坂城インターチェンジやテクノさかき駅など千曲川右岸を結ぶ新たな道路ネットワークとして、将来的な利用が見込まれる路線であるため。
- 第一次緊急輸送道路に指定されている路線であり、テクノさかき工業団地などへのアクセス性を確保するため、一般国道 18 号坂城更埴バイパスと一体となった整備が必要であるため。

##### 《審議上の意見》

- 橋梁の設計作業や関係機関との協議に手戻りの生じることのないよう、地質調査などの必要な事前調査をできる限り詳細に実施した上で、橋梁の構造を検討していくとともに、耐震設計を適切に行う必要がある。
- 戸倉上山田温泉など周辺の観光拠点へのアクセスルートであるほか、渋滞解消による周辺生活道路の安全性向上など、産業面のみではなく観光面や住環境改善の面でも重要な道路であると感じられる。

### (2) 県営かんがい排水事業 大町新堰 【大町市】

#### ■ 審議結果：県の評価案を妥当と判断する。

##### 【判断に至った理由】

- 本施設は大町市中西部の水田地帯を灌漑する基幹的農業用水路であり、経年劣化による側壁の損傷やゲート類の腐食等による開閉不能などの老朽化が著しく、改修の必要性、緊急性が高いため。
- 水路及び沈砂池の改修に併せて、落差を利用した小水力発電施設を整備し、売電益の一部を土地改良区が管理する水利施設の維持管理費の軽減に充てるなどの工夫により、将来にわたる地域営農の安定化を図るため。

##### 《審議上の意見》

- 新たに建設する小水力発電施設について、維持管理費用を考慮した事業計画とす

るとともに、施設整備の設計に当たっては、メンテナンスのし易さにも十分配慮すること。

- 冬期間においても一定規模での発電を行うことが想定されるが、山間部の寒冷地であることから、冬季の維持管理が安全に行えるような工夫も検討されたい。

### **(3) 抽出以外の箇所**

抽出以外の、県営農村地域防災減災事業 木島2ほか4か所については、第1回長野県公共事業評価監視委員会において、県からの資料提供及び説明を受ける中で、事業実施の妥当性、事業着手の優先度から、各事業の県の評価案を妥当と判断した。

## **3 おわりに**

限られた予算を有効に活用し、真に必要な事業の計画的な着手と、実施個所の早期完成により事業効果が着実に発現されることを求める。

本年度から、「新たな新規事業評価制度」の運用を開始し、新たに事業を実施しようとしている箇所について、事業実施の妥当性と事業着手の優先度の2つの視点から評価を行った。このうち、優先度評価は、事業種別毎に多角的な視点により評価項目を設定して優先度を点数化する評価手法であり、今回評価した計画熟度が高い箇所では点数の差はあまり大きくなかったが、優先度の判断ができる手法になっていると考える。今後の運用に当たっては、事案の蓄積を通じて更なる運用改善を図り、よりよい事業採択の判断に活用されることを期待する。

以 上